

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）就業規則第23条に基づき、職員の介護休業等に関する取扱いについて定めるものとする。

(介護休業の対象者)

第2条 職員は、負傷、疾病又は身体若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある（以下、「要介護状態」という。）次のいずれかの家族（以下、「対象家族」という。）を介護する必要があるときは、この規則に定めるところにより介護休業することができる。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

2 前項にかかわらず、労使協定で介護休業の対象から除外された次の職員は、介護休業を取得することができない。

- (1) 雇用された期間が1年に満たない者
- (2) 93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

(介護休業の申出手続)

第3条 介護休業を取得しようとする職員（以下、「申出者」という。）は、休業を開始しようとする日（以下「休業開始予定日」という。）の2週間までに、対象家族が要介護状態であることの証明を添付した介護休業申出者（別記様式第1号）を本会に提出することにより、申し出るものとする。

(本会による休業予定開始日の指定)

第4条 前条の期間内に介護休業申出書の提出がないときは、本会は、介護休業申出書提出日の翌日から2週間以内のいずれかの日（ただし、申出休業開始予定日より後の日）に休業開始予定日を変更して指定することができる。

(介護休業の回数)

第5条 介護休業の申出は、原則として対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに通算して93日の範囲内とする。

(介護休業の撤回)

第6条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までに、介護休業撤回申出書（別記様式第2号）を本会に提出し、介護休業の申出を撤回することができる。

2 前項の場合、申出者は、当該家族につき1回に限り再度の介護休業の申出をすることができる。

(介護休業申出の消滅)

第7条 介護休業開始予定日の前日までに、次の各号の一に該当する事由が生じたときには、当該介護休業の申出はされなかったものとみなす。

(1) 対象家族が死亡したとき

(2) 対象家族との離縁、離婚等により親族関係が終了したとき

(3) 対象家族が、祖父母、兄弟姉妹、孫の場合において、その者と同居して扶養することがなくなったとき

(4) 申出者が傷病、精神又は、身体の障害等により対象家族を介護できなくなったとき

2 前項の事由が生じたときは、申出者は遅滞なく本会に届出なければならない。

(介護休業期間)

第8条 介護休業期間は、休業開始予定日の翌日から通算93日までの期間で、介護休業申出書に記載された休業終了予定日（次条により休業終了予定日の変更されたときは、その変更された休業終了予定日）までの連続する一つの期間とする。

(休業終了予定日の変更)

第9条 申出者は、介護休業申出書に記載された休業終了予定日の2週間前までに介護休業期間変更申出書（別記様式第3号）を本会に提出し、93日の範囲内で介護休業終了予定日の申出を変更することができる。

2 前項の変更は1回に限る。

(介護休業の終了)

第10条 次の各号の一に該当する事由が生じたときは、介護休業は当該事由の生じた日（ただし、第2号のときは当該事由の生じた日の前日）に終了する。

(1) 休業終了予定日（休業終了予定日の変更されたときは、その変更された休業終了予定日）に達したとき

(2) 前項の休業終了予定日に達する前に、申出者について産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業のいずれかが開始されたとき

(3) 第7条（介護休業申出の消滅）第1項に掲げる事由が生じたとき

(給与等の取扱い)

第11条 介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

- 2 賞与については、その算定対象期間に介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割り計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は、介護休業の期間中は行わないものとするが、復職後の給与は介護休業前の給与を下回らないものとする。
- 4 退職金の算定にあたっては、介護休業前と後ろの勤続期間は通算するが、介護休業の期間は勤続期間に算入しない。

(介護休業終了後の勤務開始日)

第12条 介護休業が終了したときは、原則として終了直前の勤務日から勤務を命じる。

(社会保険料の取扱い)

第13条 介護休業期間中の職員が負担すべき被保険者分の社会保険料については、本会が納付した額を職員に請求するものとし、指定する日までに本会指定の口座へ振込み、または持参にて本会に支払うものとする。

(復職後の取扱い)

第14条 介護休業後の勤務は、原則として休業直前の部所及び職務で行うものとする。

- 2 前項にかかわらず、組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部所及び職務の変更を行うことがある。この場合は、介護休業終了2週間前までに正式に決定し、通知する。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率査定に当たっては、介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(介護のための時間外労働及び深夜業の制限)

第16条 要介護状態にある対象家族を介護する職員が、当該家族を介護するために請求した場合には、時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヵ月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせること、及び午後10時から午前5時までの間（以下、「深夜」という。）に労働させることはない。

- 2 前項にかかわらず、次に掲げる職員は、時間外労働及び深夜業の制限を請求することができない。
 - (1) 雇用された期間が1年に満たない者
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の者
 - (3) 深夜において、その対象家族を常態として介護することができる同居の家族がいる者
 - (4) 所定労働時間の全部が深夜にある者

- 3 制限の請求は、1回につき1ヶ月以上1年以内（ただし、深夜業の制限については、1回につき1ヶ月以上6ヶ月以内）の間について、制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにした、介護のための時間外労働制限請求書（別記様式第4号）及び深夜業の制限請求書（別記様式第5号）を制限開始予定日の1ヶ月前までに本会に提出しなければならない。
- 4 制限開始予定日前日までに、請求にかかる対象家族の死亡等により請求者が対象家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合、請求者は、遅滞なくその事由が生じた旨を本会に通知しなければならない。
- 5 制限期間中、次に掲げる事由が生じた場合には、各号に掲げる日に制限期間は終了する。この場合、申出者は遅滞なくその事由が生じた旨を本会に通知しなければならない。
 - (1) 対象家族の死亡等の事由により、請求にかかる対象家族を介護しなくなった場合、請求にかかる対象家族を介護しなくなった日の前日
 - (2) 請求者について、産前産後休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合、その休業が始まる日の前日

（介護短時間勤務の制度）

第17条 要介護状態にある対象家族を介護する職員で、介護休業をしない職員は、連続する93日以内の期間（同一対象家族について介護休業期間のある場合は、93日から当該介護休業日数を差引いた残りの期間）について、短時間勤務開始予定日の2週間前までに介護短時間勤務申出書（別記様式第6号）を本会に提出することにより、次の制度の適用を受けることができる。

- (1) 所定労働時間を短縮して勤務する制度（1日2時間以内）
- 2 本条措置期間中の短縮期間中の給与については、支給しないものとし、賞与については、その算定対象期間中の短縮時間の合計を、1日の所定労働時間で除した日数分を日割り計算で不支給とする。

（法令との関係）

第18条 介護休業及び介護のための勤務時間の短縮等に関して、この規定に定めのないことについては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年 2月 8日から施行する。

介護休業申出書

(福) 精華町社会福祉協議会
会長 様

〔申出日〕 年 月 日
〔申出者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則」に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1. 休業にかかる家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 同居扶養の状況	同居し扶養を している ・ していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2. 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3. 申出にかかる状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出	いる ・ いない → 申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1と同じ家族について休業の申出を撤回したことが	ない ・ ある → 再度申請の理由 〔 〕
	(3) 1と同じ家族について休業したことが	ない ・ ある → 年 月 日から 年 月 日まで 再度の休業の理由()
	(4) 1と同じ家族について介護短時間勤務をしたことが	ない ・ ある → 年 月 日から 年 月 日まで

1-(3)は、介護休業の申出にかかる家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

決	会 長	事務局長
裁		

確	所属課長	地域福祉課長	総務係
認			

介護休業撤回申出書

(福) 精華町社会福祉協議会
会長 様

〔撤回日〕 年 月 日

〔撤回者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則」に基づき、 年 月 日に行った介護休業の申出を撤回します。

介護のための時間外労働制限請求書

(福) 精華町社会福祉協議会
会長 様

〔請求日〕 年 月 日
〔請求者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則」に基づき、下記のとおり時間外労働の制限を請求します。

記

1. 請求にかかる 家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 同居扶養の状況	同居し扶養を している ・ していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2. 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3. 請求にかかる状況	(1) 制限開始予定日の1ヶ月前に申し出て いる ・ いない → 申出が遅れた理由 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>	

1 - (3) は、介護休業の申出にかかる家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

※ 要介護状態であることを証明する書類を添付してください。

決 裁	会 長	事務局 長

確 認	所属課長	地域福祉課長	総務係

介護のための深夜業制限請求書

(福) 精華町社会福祉協議会
会長 様

〔請求日〕 年 月 日
〔請求者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則」に基づき、下記のとおり深夜業の制限を請求します。

記

1. 請求にかかる 家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 同居扶養の状況	同居し扶養を している ・ していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2. 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3. 請求にかかる状況	(1) 制限開始予定日の1ヶ月前に申し出て いる ・ いない → 申出が遅れた理由 [_____] (2) 常態として1の家族を介護できる16歳以上の同居家族が いる ・ いない	

1-(3)は、介護休業の申出にかかる家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

※ 要介護状態であることを証明する書類を添付してください。

決 裁	会 長	事務局 長

確 認	所属課長	地域福祉課長	総務係

介護短時間勤務申出書

(福) 精華町社会福祉協議会
会長 様

〔申出日〕 年 月 日
〔申出者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則」に基づき、下記のとおり介護短時間勤務の申出をします。

記

1. 申出にかかる家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 同居扶養の状況	同居し扶養を している ・ していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2. 介護短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3. 申出にかかる状況	(1) 短時間勤務開始予定日の2週間前に申し出て	いる ・ いない → 申出が遅れた理由 ()
	(2) 1と同じ家族について短時間勤務の申出を撤回したことが	ない ・ ある → 再度申請の理由 ()
	(3) 1と同じ家族について短時間勤務をしたことが	ない ・ ある → 年 月 日から 年 月 日まで 再度の短時間勤務の理由 ()
	(4) 1と同じ家族について介護休業をしたことが	ない ・ ある → 年 月 日から 年 月 日まで

1-(3)は、介護休業の申出にかかる家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

※ 要介護状態であることを証明する書類を添付してください。

決	会 長	事務局長
裁		

確	所属課長	地域福祉課長	総務係
認			